

登録支援機関としての概要・実績と

外国人採用実践支援マニュアル

登録支援機関
有限会社マネージメントプロモート

会社概要

企業名：有限会社マネージメントプロモート

本店：広島市安佐南区長束3丁目30-4

支社：大阪事務所・東京事務所

設立：平成2年3月

【技能実習生招聘実績】

- 監理団体は弊社代表が5団体設立(現在は監理団体に一部関与)
- 海外人材：「実習生・留学生・技人国」の招聘・就労支援を30年間行う
- 1700人以上の実績を持ち介護技能実習生実績も持つ。現在も推進中。
- 現地日本語学校も運営(ベトナム)
- 組合員企業の現地法人進出への支援も行う(店舗・工業団地紹介～財務会計士・弁護士・生産等委託ローカル企業の事前調査及び紹介 etc)

出来ますれば下記のURLでご確認ください。

URL : <http://m-promote.co.jp/>

【登録支援機関としての業務】

- 企業様による採用者への指導～信頼関係構築
- 弊社からの採用人材推薦
- 在留資格申請書作成～申請
- 法的支援活動：10項目＋医療機関支援
- 期間更新手続き

【弊社の特徴】

- 外国人との関りが多く、指導・管理実績を多岐に渡りに持っている
- 医療従事者、機関との連携
本邦内、外国人ドクター・医療機関との連携を以前より行っている
特にベトナム出身者の本邦内医療機関に勤務するドクターとの懇親も長く行いベトナム出身者ドクターを中心に他国、韓国・中国出身者のドクターグループがあり連携体制を持っている
- 登録支援機関として特定技能一号の実績も有る…
広島、大阪、東京、千葉、茨城

【登録支援機関としての実績】

- 介護施設(特養・小規模多機能・デーサービス)
- 宿泊業(旅館・HOTEL)
- 外食業(飲食業)
- 建築業(建築機械・土木)
- 飲食料品製造業(食品加工・水産加工・養殖業)

※推薦者出身国：ベトナム、ミャンマー、中国、インドネシア

【推薦人材について】

- 留学卒業生…日本語学校、専門学校
- 本邦内技能実習生修了者
- 帰国実習生…2020年11月 招聘実績あり

上記、人材を中心に弊社基準判断にて人格的に優秀な候補者を推薦致し企業様に採用頂いております。

※現状はコロナ禍の為、本邦内、在住候補者を中心に推薦

【特定技能とはどんなもの…】

言葉では特定技能一号と理解できますが本当の意味でご理解いただいておりますでしょうか？

・ 採用企業様も求職者も登録支援機関自体も利点ばかりを強調していないか。

※確かに利点は沢山あります

- ・ 本邦内に在住してるので、日本語も生活もほぼ大丈夫である
- ・ 両者(施設、求職者)に問題無ければ5年間は勤務してくれると共に中には介護福祉士を目標として合格時には長く日本で働きたいと考えている求職者も多い
- ・ 企業にとって技能実習生よりも監理業務責任もなく日本人職員と同等扱いが出来き残業・夜勤も可能である。
- ・ 日本人同様 即刻、職員カウントが出来、申請できる
- ・ 介護技能認定試験を合格している人材ですから、初任者研修修了者として勤務出来る。注)医療系(痰吸引 等)をさせる際は再度、初任者研修が必要
- ・ 登録支援企業への経費も少なく済む、支援もお願いできる
- ・ 母国からの特定技能者の招聘は、技能実習生同様の支援が必要であるが日本語能力も技能実習生よりも高く(N4以上)、中には現地大学卒業生も国によっては多く在籍しているので能力も高い、ましてや母国からの招聘者でも技能実習と違い上記の項目対応が即刻行える
- ・ 介護の技能実習生修了者は即戦力に近い人材がいる

etc…

※理解できていない事

- 企業様には日本人同等の対応で問題無いのですがある程度、採用時の支援協力が必要である事
- 留学卒業者・技能実習修了者への**特定技能一号、内容理解の認知…大変重要**
- 病気の対応…難しい病気の際は日本語能力が高くても説明が難しいときがある自分の事だから日本人同様に自分で対応は職員に対する無責任対応となる

※では、そんな時はどうする？

介護施設様ですからある程度対応されるものと存じますが若干でも対応を考えている登録支援機関を採用されるべきと考えます。この体制は「支援項目」には入っていません、人権の問題ですから重要なポイントです。

- 特定技能一号は転職が可能であるが転職による不利益の認知が少ない
特定技能は5年間の許可であり、転職をすることにより前企業での勤務期間が転職先ではその期間を差し引いての残りの勤務期間であることの認知が少ない(求職者)

※次項【支援協力項目】にて説明いたしておりますご確認ください

※次項【求職者との信頼関係構築と必要性】にて説明いたしておりますご確認ください

《採用に際する重要ポイント》

【推薦人材の対応について】

弊社は先ず、登録支援機関の業務は支援項目だけでなく、採用企業様、求職者の間に立って両方にプラスになるよう実施することを心掛けて活動いたしております。

その為には採用企業様・求職者の信頼関係が重要と考えており、下記に推薦に値する人物評価策につき、事前対応にて信頼関係を築く事、人物の**掌握**の構築活動実施策を明記させて頂きました。

【求職者との信頼関係構築と必要性】

本邦内に在住(留学卒業生・技能実習生修了者)します、外国人全てが弊社と以前から交流が有るものでなく、人間性・性格等が分かっているものではありません。施設様、弊社の指導に対して信頼をもって素直に対応してくれるよう、また特定技能一号の内容認知をさせて**信頼関係構築と人物掌握が必要**となるものと考えており事前に対応した後、推薦並びに企業採用者に実施を行っております。

【求職者推薦選定の実施策①】

- 採用施設様への事前訪問・要望・相談を実施
- 求職者への事前面談、面接を行い求職者の性格、人間性を100%では御座いませんが見極めます
- 当社の考え方・紹介企業様への推薦方法などを話し事前情報徴収を行い見極めます
- PCによる、性格判断も行います

また、数回は面談、テレワーク、電話にて会話を実施して行く事により、推薦に値する人材か？否か？判断出来ると考えており重視しております。

【求職者推薦選定の実施策②-1】

・留学卒業生

留学卒業生はとかく年金減免未申請、各種納税等が未納・**オーバーワーク**が有る場合が多く出入国在留管理局(入管)への申請に苦慮することが有ります。

事前に聞き取りと確認を行います。特にオーバーワークでの収入について入管さんは大変厳しく、**申請却下の元**となります。各種公的書類を徴収すれば判明いたしますが本人が事前に**正直に話す**為にも信頼関係が必要となります。

ご承知のとうり、この事は勤務が始まっても大変大切な事となって行きます、**技能実習修了者採用も同様です。**

また、各公的機関に同伴して必要書類などの取得を行います。当たり前ですがその際に本人に費用請求は1円も行いません。(本人からは全ての支援行為に対する費用は1円も徴収いたしません)こうした行動の中から信頼が生まれ、相談、指導も素直に聞いてくれるようになります。

【求職者推薦選定の実施策②-2】

・実習修了者(元技能実習生)

技能実習生は大変に守られていて、受入企業は宿舎から生活用品全てを準備する必要があり元技能実習生はそれが当たり前のような考えになっているときが往々にしてあります。

特定技能は日本人同等として賃金も設定するようになっております、求職者にそのことを話しますが宿舎から生活用品まで準備協力してもらう事は実習生のような感覚で「良いとこ取り」の考え方が有ります

そこを事前に何度も日本人の職員は自分で全て行っていることをレクチャーしておかないといけません…**特定技能者への意識改革**

本人の状況を判断し、弊社での支援、企業様からの協力支援によっても信頼関係が生まれて参ります。

求職者推薦選定の実施策 ①～② を評価し 企業様に推薦いたしております

【支援協力願について…】

【求職者の実情】

※企業様にも理解いただきたいことは、留学生は概ねアルバイトを致しますが学費・生活費の為に預貯金は、ほぼ御座いません。

留学卒業生採用の際は、勤務場所が通勤範囲内でしたら留学生時代から同僚とシェアしている宿舎を引続き住居として使う事が多いと思われるのですが引っ越しを余儀なくする必要がある場合は支援協力をお願い致します。

- 元技能実習生採用も同様に生活を行い、預金するでなく母国の実家へ送金致しますので預貯金は、ほぼ御座いません。
- 両者ともに預貯金はありませんので出来るだけの支援協力をお願いしたいと考えております。但し、個々の実情も異なりますので全ての採用者に支援が必要なものでも御座いません。

【支援協力項目】

※先ずは念頭に支援につきましては全ての外国人採用に対して必要な物では御座いません。…前ページ【求職者の実情】再確認願います。

支援項目

- 寮が無い場合の「宿舍借入支援」
- 生活必需品・電化製品の準備…中古品も可能
- 移動手段 自転車の準備…中古品も可能 etc

※準備に掛かりました、費用について後に徐々に控除頂く事も可能です…事前認知させます

【支援協力詳細例】

【宿舎の借上げが必要な場合】

寮が無い場合に宿舎を借用する際、不動産によっては外国人には直接貸したくないなどが有りますので企業様で借り上げて頂くとか… ただ、家賃等は本人負担ですが住宅手当等が有りましたら有難いです。

また中には、引っ越しにより生活必需品・電化製品もない場合も考えられますのでご支援いただき、後に少しずつ控除頂くような支援も必要な事も考えられます。

こうした、企業様の協力は事前に本人に申し伝え、控除が有ればその旨も伝え、企業支援を頂いておることも認知させます。(本来、日本人の職員採用にはないことを)

求職者は往々にして先ずは給料の金額を聞きますがこの事を度外視することが有ります。例えば企業によっては寮が有り、寮費も安く支援して頂けることなども理解させておく必要があります。…福利厚生

【法的支援項目】

- ①事前ガイダンス ②出入国する際の送迎 ③住居確保・生活に必要な契約支援
- ④生活オリエンテーション ⑤公的手続等への同行 ⑥日本語学習の機会の提供
- ⑦相談・苦情への対応 ⑧日本人との交流促進 ⑨転職支援（人員整理等の場合）
- ⑩定期的な面談・行政機関への通報

上記の様に支援項目は御座います。もちろん、弊社も全項目支援いたしておりますしガイダンス作成(日本語、母国語 120ページ/部を採用人数分+企業様に準備)オリエンテーションの実施、通訳配置、24時間体制での相談窓口等、実績を持ってありますが前文でご説明したことが大変必要でこの事が充実しておれば問題ありません。

実際に弊社に対する特定技能所属機関(採用施設様)より苦情相談は現在皆無です

【推薦者の面接について】

現在、コロナ禍におきまして2種類の方法にて対応願っております。

- 帰国実習生、本邦内遠隔地につきましてはテレワークにて実施
- 本邦在住、近郊の場合要望いかんによっては直接面接実施

おわりに

長文で恐縮でしたが最後までお読みいただき誠に有難うございました。支援機関としての対応を記載させて頂きました。

人財採用にあたりましては日本人の方の採用も同様ですが外国人採用にあたりましては経験者によるより一層の事前チェックが必要と存じます。また、どれだけ登録支援機関が人物を掌握して推薦しているかが大きいポイントといえます。

登録支援機関の選定は…

今までどれだけ、苦い経験をして継続して外国人支援をしているかが選定ポイントと考えます…**管理実績年数が長ければ支援対処法も熟知しているといえます。**